少子高齢化・共生社会に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	田名部　匡省（民主）	植松　恵美子（民主）	塚田　一郎（自民）
理　事	岡崎　トミ子（民主）	大石　尚子（民主）	古川　俊治（自民）
理　事	木俣　佳丈（民主）	大河原　雅子（民主）	丸川　珠代（自民）
理　事	前川　清成（民主）	大久保　潔重（民主）	義家　弘介（自民）
理　事	有村　治子（自民）	津田　弥太郎（民主）	山本　博司（公明）
理　事	南野　知恵子（自民）	藤谷　光信（民主）	紙　智子（共産）
理　事	鰐淵　洋子（公明）	蓮　舫（民主）	福島　みずほ（社民）
	相原　久美子（民主）	石井　みどり（自民）	
	岩本　司（民主）	礒崎　陽輔（自民）	（20.1.22 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、少子高齢化･共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会の平成19年10月5日に設置された。

今国会においては、第168回国会における議論を踏まえ、平成20年1月22日、調査テーマを「コミュニティの再生」とすることが報告され、「地域における外国人との共生」、「雇用市場における外国人との共生」、「外国人の子女等の教育」、「外国人労働者の社会保障」及び「外国人の子女等の教育及び労働者の社会保障」について調査を行った。

2月20日、地域における外国人との共生について、静岡文化芸術大学文化政策学部准教授池上重弘君、新宿区長中山弘子君及び特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会代表毛利よし子君を、2月27日には、雇用市場における外国人との共生について、関西学院大学経済学部教授井口泰君、社団法人日本経済団体連合会専務理事立花宏君及びアイシン精機株式会社取締役副社長川田武司君を、4月9日には、外国人の子女等の教育について、早稲田大学大学院日本語教育研究科教授川上郁雄君、可児市長山田豊君及び学校法人HIRO学園理事長･学園長川瀬充弘君を、4月16日には、外国人労働者の社会保障について、青山学院大学法学部教授手塚和彰君、日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授石河久美子君及び医療法人社団小林国際クリニック院長･理事長･特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター理事長小林米幸君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。また、4月23日には、外国人の子女等の教育及び労働者の社会保障について、河井法務副大臣、池坊文部科学副大臣、西川厚生労働副大臣に対し質疑を行った。

5月14日には、これまでの政府からの説明聴取や参考人からの意見聴取等を踏まえ、外国人との共生について、報告書の取りまとめに向けて調査会委員間の意見交換を行った。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、4つの柱から成る18項目の「外国人との共生についての提言」を取りまとめ、6月4日、提言を含む中間報告書を議長に提出することを決定した。

また、少子高齢化･共生社会に関する実情調査のため、2月14日及び15日の2日間、静

岡県及び愛知県に委員派遣を行った。

このほか、6月4日、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の現状と課題について、中川内閣府副大臣から説明を聴取した後、中川内閣府副大臣及び警察庁、厚生労働省、法務省に対し質疑を行った。

〔調査の概要〕

2月20日の調査会では、参考人から、多文化共生とは外国人を含む地域社会の在り方を構想することである、国レベルで外国人が入国時点から早期に日本語や日本の生活習慣を集中的に学ぶ体制の整備やプログラムの開発が必要である、規制緩和によるブラジル人学校の各種学校認可等を希望する等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①日本人住民と外国人住民との摩擦の解決策、②外国人住民に対する権利義務についての情報提供等とともに納税等地域住民としての義務の履行を求めていくことの重要性、③ブラジル人の子女の不就学の背景及び対応策等について質疑を行った。

2月27日の調査会では、参考人から、在留管理の改善等の際には日本語能力の習得の機会の保障、子女への義務教育の完全適用等の条件整備も必要である、一定の技能、資格、日本語能力等を要件に、労働力不足が顕在化している分野から段階的に外国人材の受入拡大を進めるべきである、年金制度や教育等生活のインフラ面で外国人労働者が安心して働き続けられる制度の整備が必要である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①外国人看護師・介護福祉士について、我が国で学校を卒業した資格取得者に就労を認める必要性、②外国人研修・技能実習制度の見直し、③アイシン精機の正社員登用試験におけるブラジル人の応募状況等について質疑を行った。

4月9日の調査会では、参考人から、外国人児童生徒については、言葉の力の発達段階を見極め指導を考えることが重要である、ばら教室KANIにおける初期的な日本語指導等は学校生活への適応を容易にするなど一定の効果を上げている、HIRO学園では、帰国しても困難が生じないよう、ポルトガル語でブラジルのカリキュラムに沿って授業を進めている等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①JSL（第二言語としての日本語）教員化を視野に入れた教員養成及び研修制度見直しの必要性、②外国人学校と公立学校の役割分担の在り方と協力の可能性、③外国人児童生徒は、バイリンガルとなり多元的な文化を持つ可能性がある一方、母語も日本語も不十分となる懸念等について質疑を行った。

4月16日の調査会では、参考人から、今後の施策としては、親の日本語教育と子女の就学の義務付け、年金の脱退一時金制度の廃止等が必要である、多文化の視点を基礎として問題解決を行う多文化ソーシャルワーカーの育成が必要である、外国人の診療においては、医師等の養成・研修プログラムの中に外国人の診療に関する講義がなく、医療機関で知識の共有がないことが最大の問題である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①外国人を雇用する企業・産業界に受益者負担を求めることの妥当性、②多文化ソーシャルワーカーの資格化に向けた就業先の確保及び身分の安定化の必要性、③医療通訳におけるインターネット通訳システムに対する国の援助の必要性等について質疑を行っ

た。

4月23日の調査会では、①外国人労働者問題について閣僚会議設置の検討の必要性、②外国人の子女の不就学についての全国規模の実態調査の必要性、③外国人労働者の受入れについて治安問題も含めた長期的かつ慎重な検討の必要性等について質疑を行った。

5月14日の調査会では、①適切な在留管理の在り方、②外国人研修･技能実習制度の見直し、③日本語教育指導教員の育成･配置の必要性、④外国人の社会保険加入促進策等の意見が述べられた。

6月4日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①ＤＶ（ﾄﾞﾒｽﾃｨｯｸ･ﾊﾞｲｵﾚﾝｽ）被害者の自立支援と母子家庭就業支援との連携、②配偶者暴力相談支援センターと都道府県警察の協力体制、③保護命令の件数が過去3年間横ばいである理由、④ＤＶの加害者対策の必要性及び更生支援の現状と課題等について質疑を行った。

（２）調査会経過

〇平成20年１月22日（火）（第１回）

○調査項目の選定について会長から報告があった。

○委員派遣を行うことを決定した。

○少子高齢化・共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成20年２月20日（水）（第２回）

○「コミュニティの再生」のうち、地域における外国人との共生について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

静岡文化芸術大学文化政策学部准教授　池上重弘君

新宿区長　中山弘子君

特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会代表　毛利よし子君

〔質疑者〕

紙智子君（共産）、岡崎トミ子君（民主）、石井みどり君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、相原久美子君（民主）、塚田一郎君（自民）、大河原雅子君（民主）、義家弘介君（自民）、大久保潔重君（民主）

〇平成20年２月27日（水）（第３回）

○「コミュニティの再生」のうち、雇用市場における外国人との共生について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

関西学院大学経済学部教授　井口泰君

社団法人日本経済団体連合会専務理事　立花宏君

アイシン精機株式会社取締役副社長　川田武司君

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、丸川珠代君（自民）、山本博司君（公明）、紙智子君（共産）、岩本司君（民主）、礒崎陽輔君（自民）、大河原雅子君（民主）、石井みどり君（自民）

〇平成20年４月９日（水）（第４回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○「コミュニティの再生」のうち、外国人の子女等の教育について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

早稲田大学大学院日本語教育研究科教授　川上郁雄君

可児市長　山田豊君

学校法人ＨＩＲＯ学園理事長・学園長　川瀬充弘君

〔質疑者〕

福島みずほ君（社民）、岡崎トミ子君（民主）、丸川珠代君（自民）、鰐淵洋子君（公

明)、紙智子君（共産)、岩本司君（民主)、義家弘介君（自民)、植松恵美子君（民主）

○平成20年４月16日（水）（第５回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○「コミュニティの再生」のうち、外国人労働者の社会保障について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

青山学院大学法学部教授　手塚和彰君

日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授　石河久美子君

医療法人社団小林国際クリニック院長・理事長

特定非営利活動法人ＡＭＤＡ国際医療情報センター理事長　小林米幸君

〔質疑者〕

岡崎トミ子君（民主)、礒崎陽輔君（自民)、山本博司君（公明)、紙智子君（共産)、津田弥太郎君（民主)、古川俊治君（自民)、相原久美子君（民主）

○平成20年４月23日（水）（第６回）

○「コミュニティの再生」のうち、外国人の子女等の教育及び労働者の社会保障について河井法務副大臣、池坊文部科学副大臣、西川厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡崎トミ子君（民主)、礒崎陽輔君（自民)、鰐淵洋子君（公明)、紙智子君（共産)、木俣佳丈君（民主)、古川俊治君（自民)、福島みずほ君（社民)、蓮舫君（民主)、渡辺孝男君（公明)、大河原雅子君（民主)、大石尚子君（民主）

○平成20年５月14日（水）（第７回）

○「コミュニティの再生」のうち、外国人との共生について意見の交換を行った。

○平成20年６月４日（水）（第８回）

○少子高齢化・共生社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○少子高齢化・共生社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の現状と課題について中川内閣府副大臣から説明を聴いた後、同副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡崎トミ子君（民主)、福島みずほ君（社民)、鰐淵洋子君（公明)、紙智子君（共産)、石井みどり君（自民)、有村治子君（自民)、丸川珠代君（自民）

○平成20年６月20日（金）（第９回）

○少子高齢化・共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成20年２月14日（木)、15日（金）

○少子高齢化・共生社会に関する実情調査

〔派遣地〕

静岡県、愛知県

〔派遣委員〕

田名部匡省君（民主)、岡崎トミ子君（民主)、木俣佳丈君（民主)、有村治子君（自民)、南野知惠子君（自民)、鰐淵洋子君（公明)、相原久美子君（民主)、岩本司君（民主)、植松恵美子君（民主)、大石尚子君（民主)、大河原雅子君（民主)、大久保潔重君（民主)、津田弥太郎君（民主)、藤谷光信君（民主)、礒崎陽輔君（自民)、塚田一郎君（自民)、丸川珠代君（自民)、山本博司君（公明)、紙智子君（共産)、福島みずほ君（社民）

（３）調査会報告要旨

少子高齢化・共生社会に関する調査報告（中間報告）

【要 旨】

本調査会は、少子高齢化・共生社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会の平成19年10月に設置された。

本調査会は、理事懇談会における協議を経て、「コミュニティの再生」をテーマと定め、外国人との共生についての諸課題を当面の調査事項とした。

政府からの説明聴取及び参考人からの意見聴取並びに調査会委員間での自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、「外国人との共生についての提言」を含めた調査報告書（中間報告）を取りまとめ、６月４日、議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の主な内容は、次のとおりである。

一　外国人との共生に向けての政策

１　外国人が定住化する傾向が顕著となっている現状にかんがみ、我が国の外国人政策を再検討することが必要であり、外国人の入国に際しての日本語能力の確認、子女の日本語教育を促すような制度設計、運用が図られるよう配慮すべきである。

２　現在準備中の在留管理制度の見直しに当たっては、外国人の適切な在留管理、外国人住民への的確なサービス提供を目的とし、外国人住民に不合理な不利益を被らせることがないものとすべきである。

３　地域における生活者としての外国人住民に対する必要かつ適時適切な情報提供について、国として、地方公共団体の先進的取組、有識者、ＮＰＯ等の意見を踏まえ、より効率的、効果的に行えるよう努めるべきである。

４　地域において外国人も重要な構成メンバーであり、その運営に参画できるような体制についての議論が求められる。

５　外国人住民との共生を目指すに当たっては、関係閣僚会議の設置、外国人関連施策を総合的に行う機関の創設も含めた組織の整備が求められる。

二　労働者としての外国人との共生

１　専門性、高度な技術を有する外国人人材を中心にした受入れを今後とも進めるべきである。また、慢性的な人手不足が予想されている分野等については、一定の技能、資格、日本語能力等を要件にした段階的な外国人人材の受入拡大も検討すべきとの意見もあり、その前提として、日本人の雇用に配慮して、産業や地域の実情を直視した国民的議論の深化が必要である。

２　外国人労働者の多くが不安定・非正規雇用の下で低賃金かつ長時間の労働に従事しており、国は雇用者等が労働関係法規を遵守するとともに、社会保険、雇用保険への加入を促進するよう指導を強化すべきである。

３　国際貢献としての本来の目的を果たすものとするため、外国人研修・技能実習制度の早急な改善、安定的運用が必要であり、研修生に対する労働関係法規の適用も含め、適正化に向けて制度を見直すべきである。

４　我が国の看護師、介護福祉士等の資格を取得した外国人に対し、我が国で安定した就労が可能となる環境を整えるべきである。

三　外国人の子女に対する教育体制の整備

１　外国人の子女に対する教育に当たっては、十分な配慮がなされるべきであり、その際、第二言語、学習言語としての日本語の教育を念頭に置き、言葉の発達段階等を知悉した専門的な教

員の養成・配置が求められる。また、保護者等の参加や協力が得られるよう支援すべきである。

2　外国人児童生徒への日本語指導に当たっては、日本語習得の段階を的確に把握する手法の開発・活用、学習言語能力が不十分な外国人児童生徒の実態のより詳細な把握が求められる。

3　外国人の子女について、不就学の実態を早急に把握するため、全国的な調査の実施が必要である。

4　外国人学校の各種学校への認可を適切に進めることが必要である。また、外国人児童生徒に対する教育環境の整備に当たっては、外国人学校への寄附金に対する税制上の優遇措置適用等の検討が求められる。

5　公立学校における外国人児童生徒の教育については、財政的な制約、専門的な教員や補助員の不足等で十分な効果が上がっていないのが現状である。国、地方公共団体が予算の確保等、より一層積極的な役割を果たす方向での対策が求められる。

四　外国人の生活環境の整備

1　外国人住民の医療保険未加入は、地方公共団体の財政等にも影響を与える深刻な問題であるため、きめ細かな加入への努力を行う必要がある。また、医療制度に未加入の外国人の緊急医療については、外国人医療費未収金補助制度の充実とともに、生活保護における医療扶助制度の適用の検討が求められる。

2　我が国に滞在する外国人が安心して医療を受けられるためにも、行政機関の各種情報の多言語化等が求められる。また、医療通訳については、養成、費用負担等解決すべき問題が多くあり、インターネットを通じ全国規模で通訳が可能となるような体制づくりの検討も行うべきである。

3　外国人の診療に当たっては、医療関係者は言語だけでなく、外国人の風俗習慣、考え方等必要な知識に習熟する必要があることから、医師の養成課程等におけるカリキュラムについて検討すべきである。

4　各種行政サービスの提供において、行政職員、保健、医療、福祉の専門職従事者が、外国人住民もその対象であることを認識するための意識啓発、研修、関係機関の連携促進が必要である。また、多文化ソーシャルワーカーの育成・配置等が重要であり、地方公共団体等の理解、協力が必要である。